

国民健康保険への加入・喪失・変更に必要な書類

Table with 3 columns: 手続きが必要なとき, 加入・喪失・変更の際に必要な書類など, 国保に入る場合, 国保をやめる場合, その他の変更

※世帯主の自筆署名の場合、認め印は省略できます。

会社を退職、会社に就職したら国民健康保険の加入・脱退の手続きを

市内に住所があつて会社の健康保険などに加入していない方は、国民健康保険に必ず加入することになります。会社を退職し会社の健康保険を脱退したとき、または会社に就職して会社の健康保険に加入したときには、国民健康保険の加入・脱退の手続きが必要になります。忘れずに14日以内に手続きをしてください。

職場の担当者や全国健康保険協会へご相談ください。
※「法人」とは公・私法人、営利法人や公益法人、社団法人、財団法人を問いません。

一般的には、商法により設立された会社で、社会福祉法人、医療法人、学校法人などの特殊法人や公法人である都道府県、市区町村の地方公共団体も含まれます。
◎各種問い合わせ先
▼健康保険に関すること
全国健康保険協会東京支部 ☎03・6853・6111
▼厚生年金に関すること
武蔵野年金事務所 ☎042・56・1411
▼労働基準・労災に関すること
労働基準・労働監督署 ☎0422・48・1161
詳しくは保険年金課国保年金資格係 ☎470・7732

東京都より「シルバーパス」のお知らせ 4月～9月、新規購入の方へ

満70歳以上の都民の方には、30日です。
【対象者】都内に住民登録の申し込みにより、都営交通および都内を運行する民営バスなどが利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。
【申し込み時期】満70歳になる月の初日（1日が誕生日の有効期限は発行日～26年9月

方は前月の初日）から【申込方法】左表の費用および必要書類を持参の上、最寄りのバス営業所、都営地下鉄定期券発売所などのシルバーパス発行窓口へ
詳しくは一般社団法人東京バス協会シルバーパス専用電話 ☎03・5308・6950（午前9時～午後5時。土曜日、祝日を除く）へ。

シルバーパス発行費用および必要書類

Table with 3 columns: 住民税区分, 費用, 必要書類

※ア・エは、市から昨年7月中旬に送付されている「介護保険料額決定通知書兼納入通知書」をご用意ください(再発行はできません。紛失した場合は、イ・オをご用意ください)。
※イ・オは、課税課(市役所2階)で発行します(有料)。取得には、手数料・本人確認書類・印鑑などが必要です。代理人が取得する場合は、委任状が必要です。
※ウは、「生活扶助」を表す記載があるもののみ使用できます。本人確認書類と兼用できます。
※ア・イ・エ・オは、26年度の書類が必要ですが、住民税の賦課決定が行われるまでの期間(4月～6月頃)は前年度の書類で代用できます。

福祉タクシーなどの移送代、ガソリン費などを助成します

市では、在宅で、重度の身体障害者手帳または愛の手帳をお持ちの方、東京都難病医療費等助成制度で重症疾病または他の疾病で重症認定を受けている方を対象に、タクシー代またはガソリン費を助成しています(左表1参照)。なお、これらの2つの制度には所得制限(下表2参照)などがあり、また併給することはできません。
未申請の方は障害福祉課(市役所1階)で申請を行ってください。また、以前受給していた方で対象要件を満たし受給を希望する方は、改めて申請を行ってください。
表2 福祉タクシー等事業、ガソリン費等助成事業の所得制限限度額

Table with 2 columns: 扶養親族数, 所得制限限度額

※扶養親族数6人以上は、1人増すごとに43万5,000円を加算します。
※ガソリン費等助成は、世帯全員の所得確認が必要です。

表1 福祉タクシー等事業、ガソリン費等助成事業の対象・内容など

Table with 4 columns: 区分, 福祉タクシー等事業, ガソリン費等助成事業, 助成内容, 助成月, 申請に必要なもの

児童扶養手当・特別児童扶養手当などのご案内

手当を振り込みます
25年12月～26年3月分の児童扶養手当・特別児童扶養手当を指定預金口座に振り込み

改定前の金額です
児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当が改定
26年4月分から児童1人当たりの手当額が改定されました。
【児童扶養手当(月額)全】
3300円→3万3230円
※5月期支払い分(2月～4月分)は、2月・3月分が改定前、4月分が改定後の金額となります。
詳しくは、児童扶養手当・特別児童扶養手当が子育て支援課助成係 ☎470・7730
6、特別障害者手当・障害児福祉手当が障害福祉課 ☎470・7747へ。